

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
目次 第1条～第18条　〔略〕 第19条(傍聴の取扱い) 第20条～第31条　〔略〕 付則 (常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条　常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>教　育 福　祉 常　任 委　員 会</td><td>〔略〕</td><td>健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td>厚　生 経　済 常　任 委　員 会</td><td>〔略〕</td><td>市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 2　〔略〕	名称	定数	所管事項	〔略〕			教　育 福　祉 常　任 委　員 会	〔略〕	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚　生 経　済 常　任 委　員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項	〔略〕			目次 第1条～第18条　〔略〕 第19条(委員会の公開等) 第20条～第31条　〔略〕 付則 (常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条　〔略〕 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>教　育 福　祉 常　任 委　員 会</td><td>〔略〕</td><td>福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td>厚　生 経　済 常　任 委　員 会</td><td>〔略〕</td><td>市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 2　〔略〕	名称	定数	所管事項	〔略〕			教　育 福　祉 常　任 委　員 会	〔略〕	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項	厚　生 経　済 常　任 委　員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項	〔略〕		
名称	定数	所管事項																													
〔略〕																															
教　育 福　祉 常　任 委　員 会	〔略〕	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚　生 経　済 常　任 委　員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項																													
〔略〕																															
名称	定数	所管事項																													
〔略〕																															
教　育 福　祉 常　任 委　員 会	〔略〕	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項																													
厚　生 経　済 常　任 委　員 会	〔略〕	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項																													
〔略〕																															
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																															

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。